

二本松市二本松第1地域包括支援センター運営規程（指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業）

（事業の目的）

第1条 独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院が設置する二本松市二本松第1地域包括支援センター（以下「センター」という。）が介護保険法に基づき行う指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの保健師その他事業に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、事業対象又は要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

- 1 センターが提供する事業は、介護保険法並びに厚生労働省令、告示の趣旨及び内容にそったものとする。
- 2 担当職員は、利用者が、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して支援する。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために適切なサービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して支援する。
- 4 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は介護予防サービス事業者、地域密着型介護サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- 5 事業の運営に当たっては、二本松市及び関係市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組みを行う者等との連携に努める。

（センターの名称及び所在地）

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 二本松市二本松第1地域包括支援センター
- (2) 所在地 二本松市成田町一丁目867

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（担当職員を兼務）
管理者は、センターの担当職員その他の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも事業の提供に当たるものとする。
- (2) 担当職員
保健師または看護師 1人

主任介護支援専門員 1人

社会福祉士 1人

その他 1人

担当職員は事業の提供に当たる

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(事業の提供開始に当たっての留意事項)

第6条 センターは利用者に事業を提供する際には、あらかじめ、利用者又は家族等に対して事業の内容及び提供方法、利用料等を、重要事項説明書で説明し同意を得るものとする。

(事業の提供方法、内容)

第7条 事業の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者の相談はセンター内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。

(2) 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。

(3) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント（以下「計画」という。）を作成する。

(4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。

(5) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。

(6) その他具体的には「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（厚生労働省令第37号第29条から第31条）に従って実施する。

(利用料その他の費用の額)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は二本松市が定める基準によるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、二本松第一中学校区とする。

(苦情処理)

第10条 当センターは、自ら提供した事業又は自らが計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明

する。

(事故発生時の対応)

第11条

- 1 当センターは、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 当センターは、事業の提供に伴って、センターの責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当センターは、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(その他運営に関する重要事項)

第12条

- 1 当センターは、担当職員の質的向上を図るための研修の機会を設けるよう努める。
- 2 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 当センターは、担当職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 当センターは、事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に事業が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院院長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。